

令和 7 年 7 月 30 日（水）

令和 7 年度 第 2 回

「横浜市地域公共交通会議運賃分科会」

次 第

議題

- ・ 敬老パス等の適用対象交通機関の拡大について

令和 7 年度第 2 回「横浜市地域公共交通会議運賃分科会」委員名簿

職 名	氏 名
公募市民	小田部 明人
学識経験者 東京大学大学院 特任教授	中村 文彦
国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	森下 文章
一般乗合旅客自動車運送事業者	ヒノデ第一交通株式会社 (欠席)
一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社共同 (欠席)
一般乗合旅客自動車運送事業者	天台観光株式会社 (欠席)
(座長) 横浜市都市整備局交通政策部 地域交通推進担当部長	石井 高幸

令和7年度第2回「横浜市地域公共交通会議 運賃分科会」	
日 時	令和7年7月30日（水） 11時10分から11時30分まで
場 所	横浜市役所 18階みなと1・2・3会議室
開催形態	公開（傍聴：0名）
議 題	議題1_敬老パス等の適用対象交通機関の拡大について
議 事	（※本議事概要内では敬称略） 【議題1】敬老パス等の適用対象交通機関の拡大について ○全体を通した質疑 ■東京大学大学院 特任教授 ご意見 - たとえば運賃300円では敬老パスを利用すると150円を利用者が負担し、差額は市が負担し事業者へ支払うと思うが、民間の路線バスでも同じスキームなのか教えてほしい。 ◇横浜市健康福祉局高齢健康福祉課 回答 - 民間の路線バスでは、利用者の負担はなく、たとえば運賃220円では市が135円負担し、差額は運行事業者に負担いただいている。 ■東京大学大学院 特任教授 ご意見 - 事業の種類によって運行事業者の負担額が統一されていないことについてどのように考えているか教えてほしい。 ◇横浜市健康福祉局高齢健康福祉課 回答 - 敬老パスは利用者・市・運行事業者の3者で支えていく仕組みで成り立っている。本来はその考え方によりおでかけシャトルでも運行事業者に負担いただくということになるが、現時点でも安定した運行のために補助金を交付しており、運行事業者へ負担を求めることは難しいため、利用者と市の負担のみとしている。 ■国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官 ご意見 - 意見公募ではどのような意見があり、それに対してどのような考えを持っているのか教えてほしい。 ◇横浜市健康福祉局高齢健康福祉課 回答 - 意見はいただいていない。 ■公募市民 ご意見 - 子育て世代にも利用していただくとのことだが、対象の方はこの制度をあまり知らないと思う。どのように周知していくのか教えてほしい。 ◇横浜市こども青少年局こども家庭課 回答 - 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対し交付しており、受給者が周知の対象となるが、手当の受給の継続に必要な現況届に基づき、手当の証書を11月頃に発出する予定のため、通知に本案内も入れることを考えている。 ■公募市民 ご意見

	・個別に周知していくことは大事だと思う。 ・地区によって運賃に差があるのは気になる。市内部での意見交換をしっかりと行っていたきたい。 <u>○旭区四季美台・今川町（四季めぐり号）に関する質疑</u> ・特になし <u>○戸塚区小雀（こすずめ号）に関する質疑</u> ・特になし <u>○泉区下和泉（Eバス）</u> ・特になし
--	---